

川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和8年3月19日

川崎市人事委員会

委員長 加藤 浩輝

川崎市人事委員会規則第5号

川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第3の3の項中「災害時」を「災害又は交通機関の事故等」に改め、同表備考14関係第1号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 人事委員会が定める団体が行う地域課題の解決や地域の活性化に係る活動であって人事委員会が定めるもの

別表第3備考第14関係第3号中「（後段を除く。）」を削り、「前段中「、半日又は1時間」とあるのは、「又は半日」を「後段中「8時間」とあるのは、「7時間45分」」に改め、同号ただし書を削り、同表備考14関係に次の1号を加える。

（4）この休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。